

名古屋市告示第463号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和3年9月1日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年9月1日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

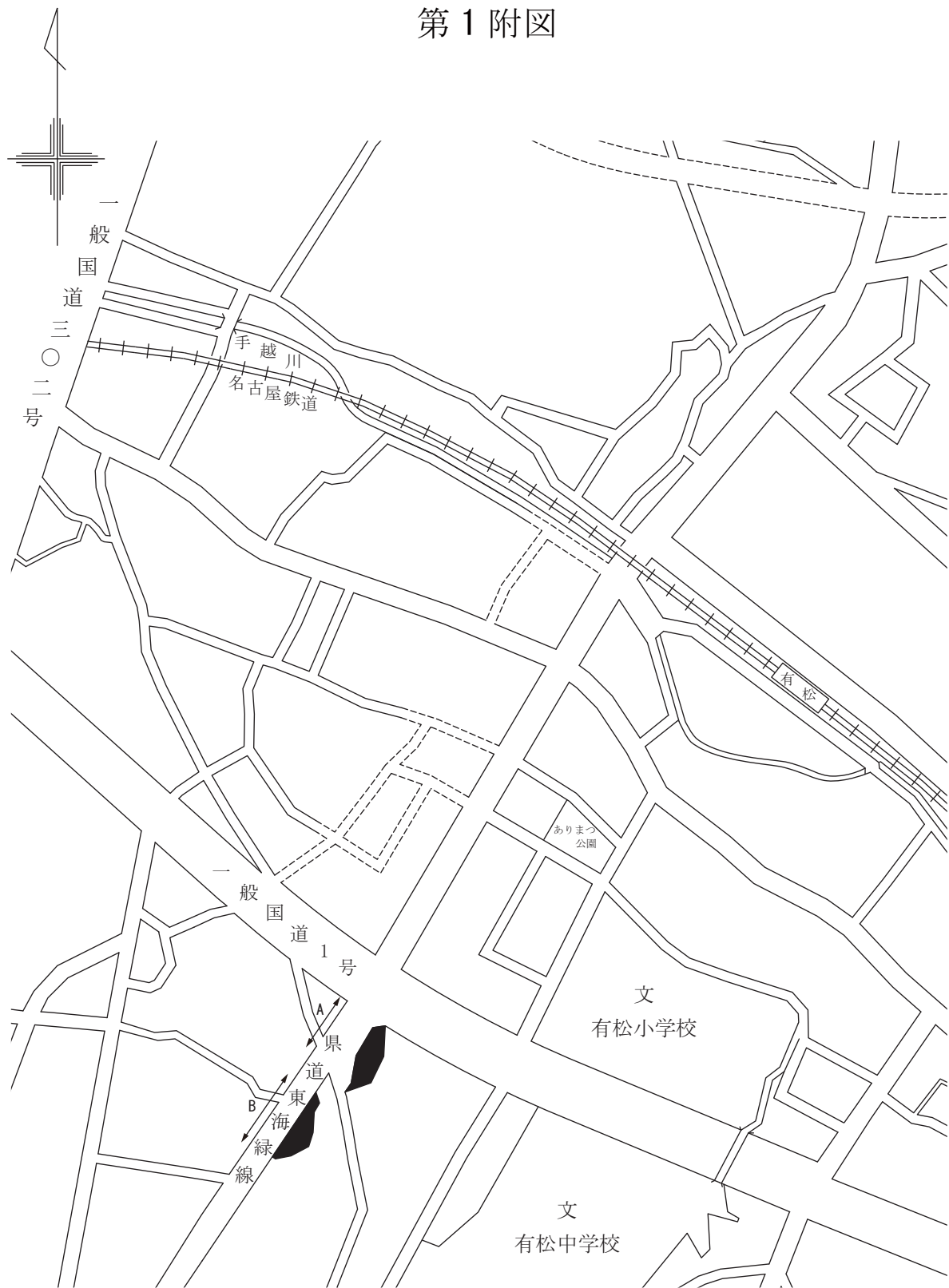
道路 の 種類	整理	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
	符号		区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
県道	A	東海緑線	名古屋市緑区有松町大字有松字往還南214番の4地先から	前	0.031	38.15 ～ 45.20	第 1 図 附 図
			名古屋市緑区有松町大字有松字往還南216番の4地先まで	後	0.031	22.17 ～ 30.70	
	B		名古屋市緑区有松町大字有松字長坂南310番の29地先から	前	0.050	16.00 ～ 31.37	
			名古屋市緑区有松町大字有松字長坂南271番の4地先まで	後	0.050	16.00	

2 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	榑木相生町線	名古屋市東区榑木町 2 丁目 8 番地先から 名古屋市東区榑木町 2 丁目 9 番地先まで	第 2 附 図
	2	榑木相生町線	名古屋市東区榑木町 2 丁目 12 番地先から 名古屋市東区榑木町 2 丁目 12 番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例

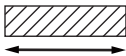


区域変更により廃道する部分

第 2 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分